

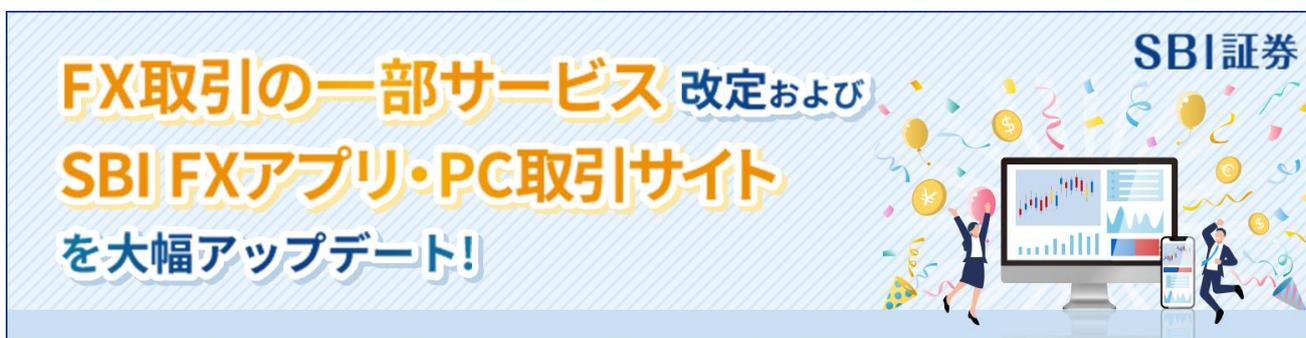
2025年3月3日

各位

株式会社 SBI証券

FX取引の一部サービス改定および SBI FX アプリ・PC 取引サイトの大幅アップデートのお知らせ

株式会社 SBI証券(本社:東京都港区、代表取締役社長:高村正人、以下「当社」)は、2025年3月17日(月)(予定)より、FX取引の一部サービス改定および SBI FX アプリ・PC 取引サイトの大幅アップデートをしますのでお知らせします。

※ 詳細は[お知らせページ](#)よりご確認ください

当社 FX 取引において、「不足額(追加保証金)の充当期限変更」、「強制決済方法の変更」、「現引におけるレート、受付時間の変更」、「ミニ取引通貨ペアの廃止」と一部サービスの改定を行います。

また、FX 取引を幅広い方に快適に利用いただけるよう、SBI FX アプリ、PC 取引サイトの文字サイズを調整し、視認性が高いインターフェースへリニューアルします。注文画面に関しても直感的に必要な情報を確認し、スムーズに注文していただけるようレイアウトを見直しています。

2024年7月から UI・UX 向上のため、WEB サイトの大幅リニューアルを実施しており、すでにリニューアルしたサイトについても、お客さまからのご意見・ご要望を踏まえ順次改善対応を行っています。当社は、サービス向上に継続的に取り組むことで、引き続き多くのお客さまにご支持をいただけるよう、適切でわかりやすい情報提供・サービスの拡充を行い、お客さまの資産形成の継続的なサポートに努めていきます。

今後も「顧客中心主義」のもと、「業界最低水準の手数料で業界最高水準のサービス」を提供し、さらに多くのお客さまの資産形成を全力で支援していきます。

■FX 取引のサービス改定内容の概要

今回のサービス改定では、「不足額(追加保証金)の充当期限変更」「強制決済方法の変更」「現引におけるレート、受付時間の変更」「ミニ取引通貨ペアの廃止」を行います。

項目	変更後	変更前
強制決済 【注意】	不足額(追加保証金)の充当期限変更 翌営業日の午前 2:00 まで	不足額(追加保証金)の充当期限変更 翌営業日の取引時間終了時点(夏時間午前 5:30、冬時間午前 6:30)の 30 分前まで
	強制決済方法の変更 全建玉の強制決済	強制決済方法の変更 不足額が充当されるまで、建玉毎に順次強制決済
現引における レート、受付 時間の変更	現引レート 建値	現引レート 現引指示日の午後 2:30 以降の当社の定めるレート
	受付時間 月曜日： 夏時間午前 7:00～翌午前 5:30 冬時間午前 7:00～翌午前 6:30 火曜日～金曜日： 夏時間午前 6:00～翌午前 5:30 冬時間午前 7:00～翌午前 6:30 ※メンテナンス時間は除く	受付時間 月曜日： 夏時間午前 7:00～午後 2:00 冬時間午前 7:00～午後 2:00 火曜日～金曜日： 夏時間午前 6:00～午後 2:00 冬時間午前 7:00～午後 2:00 ※メンテナンス時間は除く
	現引代金相当額 現引数量に建値を乗じた金額	現引代金相当額 現引数量に建値を乗じた金額の 105%に相当する額
ミニ取引通貨 ペアの廃止	ミニ取引通貨ペアを廃止します。 廃止に伴い、従来ミニ取引が可能だった通貨ペアに関して、通常取引でこれまでのミニ取引と同じ数量が発注できるように最低発注可能数量を変更します。 また、従来の取引「単位」で発注数量を指定する注文方式から、取引「数量」ベースでの注文方式に変更します。	ミニ取引対象通貨ペアでは、通常取引の 10 分の 1 の取引が可能

※ FX 取引のサービス改定内容の詳細は[こちら](#)

<金融商品取引法等に係る表示>

商号等 株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者、商品先物取引業者

登録番号 関東財務局長(金商)第 44 号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本 STO 協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

<手数料等及びリスク情報について>

SBI証券の証券総合口座の口座開設料・管理料は無料です。

SBI証券で取り扱っている商品等へのご投資には、商品毎に所定の手数料や必要経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等は価格の変動等により損失が生じるおそれがあります(信用取引、先物・オプション取引、商品先物取引、外国為替保証金取引、取引所CFD(くりっく株365)では差し入れた保証金・証拠金(元本)を上回る損失が生じるおそれがあります)。各商品等への投資に際してご負担いただく手数料等及びリスクは商品毎に異なりますので、詳細につきましては、SBI証券WEBサイトの当該商品等のページ、金融商品取引法等に係る表示又は契約締結前交付書面等をご確認ください。
